

仕 様 書

1 契約名

原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）に係る専用回線サービスの契約

2 回線開設場所

北海道庁、北海道警察本部、北海道後志総合振興局、岩内地域保健室、北海道原子力環境センター及び札幌分室、北海道原子力防災センター、データセンター（別に指示する北海道札幌市内の場所）、泊村役場、共和町役場、岩内町役場、神恵内村役場、寿都町役場、蘭越町役場、ニセコ町役場、倶知安町役場、積丹町役場、古平町役場、仁木町役場、余市町役場、赤井川村役場、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、代替オフサイトセンター（寿都町総合文化センター、喜茂別町農村環境改善センター）

3 開通年月日

令和7年（2025年）10月1日

4 契約内容

以下の仕様の回線を2に示した場所に開設すること。なお、光回線は緊急時通信連絡網装置設置場所まで敷設すること。

(1) 回線種別 光ファイバケーブルによる広域イーサネット

(2) 回線速度

2に示した開設場所の回線速度は以下の通りとする。

ア 北海道庁：10Mb/s以上

イ 北海道原子力環境センター：10Mb/s以上

ウ 北海道警察本部：2Mb/s以上

エ 北海道後志総合振興局 4Mb/s以上

オ 北海道原子力防災センター：40Mb/s以上

カ データセンター：20Mb/s以上

キ 北海道原子力環境センター札幌分室、岩内地域保健室、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部
：2Mb/s以上

ク 泊村役場、共和町役場、岩内町役場、神恵内村役場、寿都町役場、蘭越町役場、ニセコ町役場、倶知安町役場、積丹町役場、古平町役場、仁木町役場、余市町役場、赤井川村役場：3Mb/s以上

ケ 代替オフサイトセンター（寿都町総合文化センター、喜茂別町農村環境改善センター）：4Mb/s以上

(3) ユーザ側インターフェースの規格

回線終端装置のユーザ側インターフェースは10BASE-T及び100BASE-TXに準拠し、コネクタ形状はRJ-45とする。

(4) QoS制御機能を有すること。

(5) 回線を24時間監視し、異常が認められた場合には、道からの修復依頼が無くとも、迅速に復旧作業に当たるサービスを有すること。（ただし、宅内作業が発生する場合は、道の了解を得て作業を行うこと。）

(6) ルータPing監視

- ア 通信事業者が設置した監視サーバから発注者の指定する機器に定期的に Ping を実行し、機器の死活監視を行うこと。
- イ 監視対象機器は原子力防災 NW を構成する各拠点のルータとし、機器の IP アドレス等、監視に必要な情報は別途発注者が提供すること。
- ウ Ping の実行間隔は 3 分、リトライ間隔 30sec にて実施すること。
- エ 5 回連続で Ping に失敗した場合を障害発生とみなし、障害を検知した場合には速やかに発注者の指定したメールアドレスにメールにて連絡すること。
- オ 監視は 24 時間 365 日有人での監視サーバーの管理、障害対応とすること。

(7) 品質保証要件

- ア 提供するサービスの品質について、以下に規定する基準を満たすことができなかつた場合又は満たすことができないことが判明した場合は速やかに北海道に報告するとともに、原因等を確認の上基準を満たすために必要な措置を講じることとする。

(ア) 通信回線の稼働率

イーサネット通信網内、イーサネット専用線等区間、アクセス回線及び回線終端装置において、1 か月間の回線稼働率が、99.99%以上であること。

(イ) 網内遅延時間

イーサネット通信網内における IP パケット等の往復時間(1 か月間)の平均が 10 ミリ秒以下であること。

(3) 故障回復時間

イーサネット通信網内、イーサネット専用線等区間、アクセス回線及び回線終端装置において、受注者側の理由により故障が発生した場合は、3 時間以内にその故障を回復させること。

(8) その他

- ① アクセス回線は、契約回線の帯域を保証すること。
- ② 中継回線が存在する場合は、収容するアクセス回線の総和の帯域を確保すること。
- ③ 網内の通信回線は、他のユーザから完全に分離された閉域ネットワークであること。
- ④ レイヤ 3 以上のプロトコルに依存しないレイヤ 2 によるネットワークであること。